

Q5-2 全民健康保険制度(従業員の範囲と会社負担)について

台湾には、全民健康保険(中央管轄官庁:衛生福利部中央健康保険署、主な準拠法令:全民健康保険法)という健康保険制度があり、病気、けが等により医療費を支払った保険加入者に対し、保険料が給付されます。台湾籍の有無にかかわらず、台湾に居留しているほぼ全ての人が、被保険者あるいは被扶養者として全民健康保険へ加入しなければなりません。加入対象者は、以下の通りです。

■ 加入対象者

1. 台湾籍を有し、以下のうちいずれか1つを満たす者(全民健康保険法第8条)
 - (1) 直近2年間に全民健康保険に加入した記録があり、かつ台湾に戸籍を有している者、あるいは直近6ヶ月間継続して台湾に戸籍を有している者
 - (2) 台湾に戸籍を有し、以下のいずれかに該当する者
 - ① 政府機関、公私立学校の専任有給職員、公務員
 - ② 公民営事業および機構の職員
 - ③ 上記①・②以外の一定の雇用者がいる労働者
 - ④ 台湾で生まれた新生児
 - ⑤ 公務で台湾外に駐在する政府機関職員およびその配偶者と子女

ただし、過去に全民健康保険に加入した記録があり改正後全民健康保険法施行前に既に出国している者がその後初めて帰国したときが施行後1年以内である場合、戸籍を設ければ6ヶ月の制限を受けずに全民健康保険に再加入することができます(同法第8条第2項)。

2. 台湾籍を有していない場合でも、台湾における居留証明(日本人の場合、外国人居留証)を所持していて、かつ以下の資格のいずれかを満たす者は、被保険者あるいは被扶養者として、全民健康保険へ加入しなければなりません(同法第9条)。
 - (1) 台湾の居留期間が6ヶ月以上経過している者
 - (2) 一定の雇用者がいる労働者
 - (3) 台湾で生まれた新生児

現地法人、日本会社の台湾支店、駐在員事務所等で働く駐在員で、雇用関係に基づく就労許可と居留証を取得している駐在員は、一定の雇用者がいる労働者に該当し、雇用開始日から加入が必要です。また、その家族については居留証を取得した日から即加入が必要です(外国籍専門人員招へいおよび雇用法第14条)。

一方、以下の者は、全民健康保険に加入できません。

- (1) 6ヶ月以上失踪している者
- (2) 上記1.および2.に該当しない者

■ 一般保険料

2021年1月1日から適用されている全民健康保険料率は5.17%です。以下の表にて具体的数値をご確認ください。なお、標準報酬月額とは、支払うべき保険料を計算するにあたって計算の基礎となる各従業員の標準的な給与月額をいい、中央健康保険署に届け出る必要があります。

標準報酬月額	最低等級	労働者 NT\$24,000、責任者 NT\$30,300
	最高等級	労働者および責任者ともに NT\$182,000
負担割合	労働者	本人負担 30%、事業主負担 60%、政府負担 10%
	責任者	全額本人負担(※)

毎月健康保険署から各社宛に、事前に届出た「標準報酬月額等情報」に基づき計算された一般保険料の納付

書が送付されます。事業主(会社)は被保険者(個人)の負担分についても各個人の給与から徴収(天引き)し、まとめて納付することになります。

【一般保険料の計算式】

対象	計算式
事業主(会社)負担	<p>◆ 従業員1人当たりの標準報酬月額 × 一般保険料率 × 負担割合 × (1 + 平均扶養家族数)</p> <p>(注: 平均扶養家族数は現在 0.58 とされており、実際の扶養家族数とは無関係に一律 0.58 人で計算する。)</p>
被保険者(個人)負担	<p>◆ 標準報酬月額 × 一般保険料率 × 負担割合 × (1 + 扶養家族数)</p> <p>(注: 扶養家族数は実際の人数で、3 人を上限とする。)</p>

■ 追加保険料

2013 年より、上記の一般保険料に加え、標準報酬月額に反映されていないその他の所得に対して追加的な保険料の徴収が始まりました。追加的な保険料は、事業主(会社)負担分と被保険者(個人)負担分の2つに大きく分けることができます。2021 年時点での追加保険料率は 2.11%です。

<事業主(会社)負担分の追加保険料>

以下の計算式の通り、その月々の支払給与総額が中央健康保険署に届け出ている毎月の標準報酬月額の総額を超過した場合に、その超過額に対して事業主(会社)負担の追加保険料が発生します。追加保険料は毎月計算し、一般保険料とともに納付することになります。ここで、支払給与総額とは、事業主(会社)が実際に支払う給与総額をいいます。なお、マイナスになる場合は追加保険料は発生しません。

【追加保険料計算式】

$$\text{追加保険料} = (\text{支払給与総額} - \text{従業員の標準報酬月額総額}) \times \text{追加保険料}(2.11\%)$$

<被保険者(個人)負担分の追加保険料>

被保険者(個人)負担分の追加の保険料は、以下の6種類の所得を対象として計算されます。

項目	説明	徴収開始最低金額	徴収対象上限
1. 高額の賞与	年間賞与・手当(賞与及び従業員特別賞与等)支給額のうち、中央保険局に届け出ている標準報酬月額の 4 倍を超える額	無し	賞与の累計が標準報酬月額 の 4 倍を超えた後、超過部分 1 回当たり NT\$1,000 万を上限
2. 兼業による収入	兼業している人へ支払う給与所得(中央健康保険署に標準報酬月額として届け出ているものは除く)	1 回当たりの支払 が、中央労働管轄期 間が公告する最低 賃金に達している	1 回当たりの支払い額 NT\$1,000 万を上限

3. 顧問報酬	会社から会計士・弁護士・医師等個人へ支払われる顧問報酬（中央健康保険局に標準報酬月額として届け出ているものは除く）	1 回あたりの支払いが NT\$20,000 に達している	
4. 配当所得（受取配当金）	個人株主に分配される受取配当金	1. 雇用者または自営業者としての被保険者：1 回あたりの支払額のうち、標準報酬月額を超過した部分が NT\$20,000 に達している 2. 雇用者または自営業者ではない被保険者：1 回あたりの支払いが NT\$20,000 に達している	1. 雇用者または自営業者としての被保険者：1 回あたりの支払額から標準報酬月額に含まれている配当所得を控除した部分が NT\$1,000 万を上限 2. 雇用者または自営業者ではない被保険者：1 回あたりの支払い額につき NT\$1,000 万を上限
5. 利子所得（受取利息）	会社から個人に支払われる社債、貸付金等の利息	1 回あたりの支払いが NT\$20,000 に達している	1 回あたりの支払い額 NT\$1,000 万を上限
6. 賃貸料収入	会社から個人に支払われる賃借料		

追加保険料を負担するのは被保険者である個人ですが、保険料の徴収義務者は所得税の源泉徴収義務者とされていますので、当該所得を支払う会社となります。事業主（会社）は追加保険料を計算し、あらかじめ保険料を控除して支払いを行うこととなります。そして、支払日の翌月末までに中央健康保険局に納付しなくてはなりません。

【追加保険料計算式】

$$\text{追加保険料} = \text{対象となる所得} \times \text{追加保険料率} \\ (\text{2.11}\%)$$

Q5-3: 労働者保険制度（従業員の享受できる範囲と会社負担）について

1. 労働者保険

労働者保険は普通事故保険と職業災害保険の 2 種類に分けられます（労働者保険条例第 2 条）。

普通事故保険：出産育児給付、傷病給付、障害給付、老齢給付および死亡給付を受けるための保険

職業災害保険：傷病給付、医療給付、障害給付および死亡給付を受けるための保険

満 15 歳以上 60 歳以下の労働者のうち、以下の条件を満たす者は国籍を問わず労働者保険に加入しなければなりません（同第 6 条）。

- (1) 5 人以上を雇用する公営あるいは民間の工場、鉱石場、塩田、農場、牧場、造林された土地、茶園などで働く労働者および交通、公共事業の労働者
- (2) 5 人以上を雇用する会社、商店などの労働者
- (3) 5 人以上を雇用する新聞、文化、公益および共同事業の労働者

- (4) 法により公務員保険あるいは教職員保険に加入できない政府機関および学校の職員
- (5) 漁業生産に従事する労働者
- (6) 政府の認可を受けている職業訓練機構で訓練を受ける者
- (7) 一定の雇用者のいない、あるいは自営業で職業組合に加入している者
- (8) 一定の雇用者のいない、あるいは自営業で漁業組合の甲類会員

また、仕事の性質および環境が心身の健康を損ねないと管轄官庁が認めた 15 歳未満の労働者も加入が必要です。

以下の者も、労働者保険に加入することができます(同第 8 条)。

- (1) (1)から(8)以外の労働者
- (2) 5 人未満を雇用する上記 1.(1)から(3)の労働者
- (3) 実際に労働に従事する雇用者
- (4) 船員総組合あるいは船長組合会員の遠洋漁業の船員

なお、複数の雇用者のもとで働いていて、かつ各々で上記の加入条件に合致する場合、それぞれにおいて労働者保険に加入しなければなりません。また、加入当時 5 人以上の労働者がいてその後 4 人以下になった場合でも、継続して加入し続けなければなりませんので留意が必要です(同第 7 条)。

実務上、日系企業においては加入義務要件の 5 人未満の組織であっても、多くの会社が加入する傾向にあります。

2. 就業保険

就業保険加入者は、給付条件に合致した場合、労働者保険局に申請して以下の給付を受けることができます(就業保険法第 10 条)。

- ・失業手当
- ・早期就業奨励手当
- ・職業訓練生活手当
- ・育児休暇手当
- ・失業した被保険者およびその被扶養者の全民健康保険料補助

就業保険の加入対象者は、満 15 歳以上 65 歳以下の労働者のうち、以下の条件を満たす者が対象となります(同第 5 条第 1 項)。

- 1. 台湾人
- 2. 台湾人と結婚し、かつ居留証明(日本人の場合、外国人居留証)を得て合法的に台湾で働く外国人、中国人、香港人およびマカオ人

ただし、以下に該当する者は加入できません(同第 2 項)。

- 1. 法により公務員教職員保険あるいは軍人保険へ加入すべき者
- 2. 既に労働者保険の老齢給付あるいは公務員教職員保険の養老給付を受けた者
- 3. 法人登記を免除され、かつ法人税が課されていない、あるいは法により登記を免除され、かつ統一發票購入証のない雇用者または機構に雇用されている者

労働者保険の加入申請時、就業保険の加入対象者であれば就業保険への加入手続きも同時になされます。ただし、労働者保険と就業保険の加入対象者は必ずしも一致していません。

3. 賃金立替補償基金

賃金立替補償基金は、賃金支払いが滞った場合に企業に代わって賃金を補償するための基金です。清算、破産宣告に伴い労働契約に基づく賃金支払いが滞った場合、6 ヶ月分を上限として賃金立替補償基金から労働者に立替払いされます。

保険の種類		保険料率	負担の割合		
			本人	事業主	政府
労働者 保険	普通事故保険	10.5%	20%	70%	10%
	職業災害保険	業種ごとに異なる	—	100%	—
就業保険		1%	20%	70%	10%
賃金立替補償基金		0.025%	—	100%	—